

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		市営住宅入居者の選考及び決定
根拠法令等及び条項		栃木市営住宅条例第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市営住宅条例第4条、第5条及び第7条 栃木市営住宅条例施行規則第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成27年 9月28日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市営住宅条例抜粋 (入居者の資格)</p> <p>第4条 市営住宅(高齢者専用住宅を除く。)に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が次に掲げる要件に該当する者である場合 21万4,000円</p> <p>(ア) 入居者又は同居者が、次項第2号から第4号まで、第6号又は第7号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(イ) 入居者が高齢者であり、かつ、同居者のいずれもが高齢者又は18歳未満の者であること。</p> <p>(ウ) 同居者に義務教育終了前の者があること。</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p>	

- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
 - (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、前項第1号の条件を具備することを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
- (1) 高齢者
 - (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障がい者でその障がいの程度が次のア、イ又はウに定める程度であるもの
 - ア 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障がい（知的障がいを除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障がい イに規定する精神障がいの程度に相当する程度
 - (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
 - (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの

- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、職員に当該入居の申込みをした者を面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 4 高齢者専用住宅に入居することができる者は、第1項第2号から第5号までに掲げる条件のほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。
- (1) 高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯（同居者があり、その同居者は高齢者の親族に限る。）又は高齢者夫婦（夫婦の双方又は一方が高齢者である者をいう。以下同じ。）のみの世帯であること。ただし、市長が住宅需要をかんがみ、特に必要があると認めるときは、障がい者（第2項第2号から第4号までに掲げる者をいう。以下同じ。）の単身世帯、障がい者のみの世帯（同居者があり、その同居者は障がいのある親族に限る。）、障がい者及びその配偶者のみの世帯又は障がい者及びその親族である高齢者若しくは高齢者夫婦のみの世帯であること。
- (2) 独立して生活するには不安があると認められるが、自炊が可能な程度の健康状態であること。
- 5 第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（第2項各号に掲げる者にあつては、第1項第2号、第3号及び第5号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

（入居者資格の特例）

- 第5条 次に掲げる者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。
- (1) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者
- (2) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをしたもの

（入居者の選考及び決定）

- 第7条 市長は、前条の規定により入居の申込みをした者のうちから、市営住宅の入居

- 者を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により入居者を決定する場合において、入居の申込みをした者の数が入居されるべき市営住宅の戸数を超える場合は、政令第7条の基準により入居者を選考する。
 - 3 市長は、前項において、該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選によって入居者を決定する。
 - 4 市長は、第2項に規定する者のうち、公開抽選により難い実情があると認めた者については、前項の規定にかかわらず、別に定める入居者選考委員会の意見を聴いて優先的に選考して入居者を決定できるものとする。
 - 5 市長は、心身障がい者等の規則で定める者で、速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

栃木市営住宅条例施行規則

(優先入居者)

第7条 条例第7条第5項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者のない者で、20歳未満の子を扶養するもの
- (2) 心身障がい者又は心身障がい者と同居する者
- (3) 60歳以上の者又は60歳以上の者と同居する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、これらの者に準ずると市長が認める者